破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７０８９号
東京都足立区西新井１丁目33―３―103
債務者　金子　　弘
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０９２号
東京都日野市多摩平１丁目２―１　第１ビル703
債務者　岡田　泰久
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１１８号
東京都国立市東３―５―25―102、住民票上の住所東京都国立市東３丁目28―18
債務者　諸戸　正文
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１２１号
東京都足立区千住大川町24―７―101
債務者　水口　敬博
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１５７号
東京都八王子市別所２丁目42―２―404
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１６０号
東京都武蔵野市緑町２丁目３―６―704
債務者　渡部　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１６２号
東京都杉並区成田東４丁目10―15　岡橋荘
債務者　新山由美子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１６３号
東京都新宿区須賀町10　青葉荘10号
債務者　坂本　斉樹
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１６４号
神奈川県横浜市都筑区牛久保西２丁目28―17
債務者　桂　輝一郎
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１６７号
東京都江戸川区北小岩６丁目２―３―202
債務者　金澤　朋子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１７０号
東京都渋谷区道玄坂２―17―２、住民票上の住所埼玉県越谷市大成町２丁目340―３
債務者　里山　洋男
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１７２号
東京都昭島市緑町１丁目９―35―105
債務者　仲田　健一
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１７３号
東京都清瀬市元町１丁目10―３
債務者　平塚　艶子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１７４号
東京都足立区中央本町５丁目16―２―101
債務者　石出　有沙
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１７６号
神奈川県厚木市森の里４丁目38―４―210
債務者　島津　　正
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１７９号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目９―４―58―106
債務者　上原　広記
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部